

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 2 月 17 日 (金) 第3289号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退 (2件) (障害福祉課取扱い) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (2件) (障害福祉課取扱い) 2
- 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 (8件) (水産振興課取扱い) 2
- 県営土地改良事業の計画の決定 (農地整備課取扱い) 5
- 県営土地改良事業の換地計画の決定 (農地整備課取扱い) 5
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 6
- 道路の供用の開始 (2件) (道路維持課取扱い) 6
- 堤防と道路との兼用工作物管理協定の締結 (河川課取扱い) 6
- 都市計画道路の変更 (都市計画課取扱い) 7
- 平成28年度自衛官の募集 (危機管理防災課取扱い) 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 8
- 一般競争入札公告 (2件) (学事法制課取扱い) 8
- 河川法に基づく原田川水系河川整備基本方針の公表 (河川課取扱い) 13
- 鹿児島県公報第6814号 (昭和50年7月18日付け) の一部訂正 (※) (教職員課取扱い) 13

告 示

鹿児島県告示第168号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第65条の規定により, 指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成29年 2 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局	名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
ファーマシー・フジサキ薬局		鹿屋市西原一丁目12-26	平成29年 2月28日	精神通院医療
小みかん薬局		垂水市南松原町10番地	平成29年 1月31日	精神通院医療

鹿児島県告示第169号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第65条の規定により, 指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成29年 2 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		辞退年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
社会医療法人 慈生会	枕崎市白沢北町191番地	訪問看護ステーションまくらざき	枕崎市白沢北町191番地	平成29年3月1日	精神通院医療
奄美医療生活協同組合	奄美市名瀬長浜町12-24	生協訪問看護ステーションあまみ	奄美市名瀬長浜町14番7号 尾崎ビル1階	平成29年2月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第170号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により，次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成29年2月17日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
クオール薬局霧島店	霧島市霧島田口2115-16	平成29年2月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第171号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により，次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成29年2月17日

鹿児島県知事 三反園訓

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
公益社団法人 鹿児島共済会	鹿児島市長田町14番3号	訪問看護ステーションみなみ風	鹿児島市下竜尾町5番17号	平成29年2月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第172号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により，漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため，次のとおり届出があった。

また，当該届出に係る指定漁船調書を平成29年2月17日から同年3月3日まで北さつま漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成29年2月17日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名
阿久根市大丸町117番地 佐冨芳蔵
阿久根市波留6526番地46 倉津澄孝
阿久根市本町198番地 木山壽志
- 2 加入区

阿久根加入区

- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
北さつま漁業協同組合

鹿児島県告示第173号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成29年2月17日から同年3月3日まで串木野市漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成29年2月17日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名
いちき串木野市汐見町15番地 野元繁
いちき串木野市新生町118番地 西田三津男
いちき串木野市御倉町128番地4 後潟榮一
- 2 加入区
串木野加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
串木野市漁業協同組合

鹿児島県告示第174号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成29年2月17日から同年3月3日まで串木野市島平漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成29年2月17日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名
いちき串木野市住吉町11387番地2 庄内秀郎
いちき串木野市東島平町310番地 中村健一郎
いちき串木野市照島4946番地9 勝田豊
- 2 加入区
島平加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
串木野市島平漁業協同組合

鹿児島県告示第175号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成29年2月17日から同年3月3日まで市来町漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成29年2月17日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名
いちき串木野市大里3048番地4 古川秀夫
いちき串木野市大里3026番地 濱田八一郎
いちき串木野市大里3015番地 川畑盛光

- 2 加入区
市来加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称
市来町漁業協同組合

鹿児島県告示第176号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成29年 2 月 17 日から同年 3 月 3 日まで坊泊漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成29年 2 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名
南さつま市坊津町坊6269番地 上村秀人
南さつま市坊津町坊6743番地 竹内太一
南さつま市坊津町坊6752番地 竹内通洋
- 2 加入区
坊泊加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称
坊泊漁業協同組合

鹿児島県告示第177号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成29年 2 月 17 日から同年 3 月 3 日まで山川町漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成29年 2 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名
指宿市山川福元6294番地 竹下一朗
指宿市山川新生町81番地 寺師謙介
指宿市山川入船町88番地 1 鮫島祐藏
- 2 加入区
山川加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称
山川町漁業協同組合

鹿児島県告示第178号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成29年 2 月 17 日から同年 3 月 3 日までおおすみ岬漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成29年 2 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名
肝属郡南大隅町佐多伊座敷159番地 西方義信
肝属郡南大隅町佐多馬籠3697番地 3 片野坂清時

肝属郡南大隅町佐多伊座敷4051番地 2 牧内亮

- 2 加入区
佐多加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称
おおすみ岬漁業協同組合

鹿児島県告示第179号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成29年 2 月 17 日から同年 3 月 3 日まで名瀬漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成29年 2 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名
奄美市名瀬平田町1059番地 1 満林春男
奄美市名瀬浦上町 1 番地 5 泊延行
奄美市名瀬大字根瀬部772番地 境喜美夫
- 2 加入区
名瀬加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称
名瀬漁業協同組合

鹿児島県告示第180号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定により、土地改良事業県営ため池整備（農用地保全）田代地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年 2 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成29年 2 月 20 日から同年 3 月 17 日まで
- 3 縦覧場所
南さつま市役所農地整備課

鹿児島県告示第181号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 1 項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）福山地区武脇換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年 2 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成29年 2 月 20 日から同年 3 月 17 日まで
- 3 縦覧場所

霧島市役所耕地課

鹿児島県告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年2月17日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年2月17日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	荒川川内線	いちき串木野市荒川字鏡田821番1地先から844番2地先まで	前	6.4～21.5	210.7
			後	12.0～29.3	210.7

鹿児島県告示第183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年2月17日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年2月17日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	小山田谷山線	鹿児島市山田町字持溝684番1地先から同市山田町字五ツ塚之本632番1地先まで	平成29年 2月17日
	荒川川内線	いちき串木野市荒川字鏡田821番1地先から844番2地先まで	

鹿児島県告示第184号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年2月17日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年2月17日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	屋久島公園安房線	熊毛郡屋久島町安房太忠嶽国有林76林班る小班地先から76林班と小班地先まで	平成29年 2月17日

鹿児島県告示第185号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定による兼用工作物の管理の方法についての協議に基づき、次のとおり道路法（昭和27年法律第180号）第16条第1項の規定により道路の管理を行う者が河川管理施設の管理を行う。

なお、その関係図書は、鹿児島県土木部河川課及び鹿児島県鹿児島地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

平成29年 2 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 河川の名称、河川管理施設の名称及び河川管理施設の位置

河川の名称	河川管理施設の名称	河 川 管 理 施 設 の 位 置
二級河川 脇田川水系 脇田川	両岸堤防	鹿児島市宇宿四丁目39番13地先から同市広木三丁目63番1地先まで

2 兼用工作物となる道路の種類及び路線名

種 類 鹿児島市道

路線名 宇宿中間 8 号線, 宇宿中間 9 号線, 宇宿中間22号線, 宇宿中間31号線, 宇宿中間54号線, 宇宿中間58号線, 宇宿中間83号線, 宇宿中間109号線, 宇宿中間110号線及び宇宿広木線

3 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 鹿児島市

住 所 鹿児島市山下町11番地 1

代表者 鹿児島市長 森博幸

4 管理の内容

(1) 道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。), 路肩, 道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。), 改築, 維持又は修繕

(2) 路肩に接する法面で, 当該路肩から法長 1 メートルまでの範囲内にあるものについての維持

(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

5 管理の期間

平成29年 2 月 17 日から道路の存続する日まで

鹿児島県告示第186号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により, 次の都市計画を変更した。

なお, 当該都市計画の図書を, 同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により, 鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年 2 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 都市計画の種類及び名称

(1) 種類 吾平都市計画道路

(2) 名称 3・4・2号吾平東西線

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

鹿屋市吾平町大字麓字道脇, 字益田及び字前畑の各一部

廃止した部分

鹿屋市吾平町大字麓字反田原, 字東原, 字三角原及び字屋根添の各一部

鹿児島県告示第187号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条, 第117条第1項及び第118条の規定により, 平成28年度第4次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成29年 2 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 募集種目

自衛官候補生(男子)

- 2 募集期間
平成29年 2 月 20 日から同年 3 月 3 日まで
- 3 試験期日
平成29年 3 月 11 日
- 4 応募年齢
採用予定月の 1 日現在において18歳以上27歳未満の者
- 5 試験場の位置及び名称
 - (1) 位置
霧島市国分福島二丁目 4 番14号
 - (2) 名称
陸上自衛隊国分駐屯地
- 6 応募手続
応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提出すること。
なお、志願票は、各市町村において交付する。

始良・伊佐地域振興局告示第 5 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成29年 2 月 17 日

始良・伊佐地域振興局長 牟田神圭介

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
いさの杜	伊佐市大口堂崎 527番地 2	株式会社夢の杜	薩摩郡さつま町 船木4029番地 1	下境田佳奈	平成29年 2 月 1 日	就労継続 支援 A 型

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第 1 項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成29年 2 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務の名称
文書使送業務（鹿児島県庁と鹿児島県本土内の鹿児島県の各出先機関、各市町村等との間の文書等の送達業務）
 - (2) 調達をする役務の特質等
入札説明書による。
 - (3) 履行期間
平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月 31日まで
 - (4) 履行場所
入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）第 7 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審

査要綱第 5 条各号のいずれにも該当しない者であること。

- (3) 陸上運送業務の直前 2 事業年度以上の営業実績があること。
- (4) 1 の(1)の文書使送業務を行うために必要な営業体制（保有車両の種類及び数、作業人員の数等）が整っていること。
- (5) 1 の(1)の文書使送業務を行うために必要な許可、認可等を受けていること。

3 入札参加資格の審査等

- (1) 入札に参加しようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して提出し、入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。

ア 所定の営業概要書

イ 営業経歴書

ウ 法人にあつては、申請書を提出する日の直前 2 事業年度分の決算における貸借対照表及び損益計算書

エ 個人にあつては、申請書を提出する日の直前 2 事業年度分の所得税確定申告書の写し

オ 2 の(5)の許可、認可等を受けていることを証する書類

カ その他知事が必要と認める書類

- (2) 提出場所及び提出期限

ア 提出場所 鹿児島県総務部学事法制課文書係

鹿児島市鴨池新町10番1号

イ 提出期限 平成29年 3 月 2 日午後 5 時15分

- (3) 資格審査の結果

資格審査の結果は、平成29年 3 月16日までに書面により通知する。

- (4) 提出書類に関する説明

資格審査を受けるために書類を提出した者（以下「提出者」という。）は、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (5) その他

ア 提出書類の作成に要する経費は、提出者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

4 入札の方法等

- (1) 入札書の記載

ア 入札金額は、総額（路線ごとの単価に入札説明書に示す各路線ごとの予定運行回数を乗じ、路線ごとの年間所要額を合計した金額）を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年 3 月23日午前10時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎 6 階）学事法制課（分室）

- (3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

3 の(2)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

3 の(2)に同じ。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するとき

は、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

7 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付，電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。

9 最低制限価格

設定する。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県総務部学事法制課文書係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-2144

ファックス番号 099-286-5508

12 その他

(1) この入札は、この調達に係る平成29年度予算が成立しないときは実施しない。

(2) この入札に係る契約は、平成29年 4 月 1 日に確定する。

.....
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第 1 項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成29年 2 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称

- 貨物の運送及び配達業務
- (2) 調達をする役務の特質等
入札説明書による。
 - (3) 履行期間
平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月 31日まで
 - (4) 履行場所
入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）第 7 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱第 5 条各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第20条の規定により第二種貨物利用運送事業の許可を受けている者であること。
 - (4) 貨物を全都道府県に運送し、及び配達することが可能な者であること。
 - (5) 鹿児島市内に事務所又は事業所を有する者であること。
 - (6) 3 の(1)の入札参加資格審査申請書を提出する日において、インターネットによる貨物の運送及び配達状況の照会が可能な者であること。
- 3 入札参加資格の審査等
- (1) 入札に参加しようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して提出し、入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。
 - ア 営業経歴書
 - イ 2 の(3)の許可を受けていることを証する書類
 - ウ その他知事が必要と認める書類
 - (2) 提出場所及び提出期限
 - ア 提出場所 鹿児島県総務部学事法制課文書係
鹿児島市鴨池新町10番 1 号
 - イ 提出期限 平成29年 3 月 2 日午後 5 時15分
 - (3) 資格審査の結果
資格審査の結果は、平成29年 3 月 16日までに書面により通知する。
 - (4) 提出書類に関する説明
資格審査を受けるために書類を提出した者（以下「提出者」という。）は、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
 - (5) その他
 - ア 提出書類の作成に要する経費は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された書類は、返却しない。
- 4 入札の方法等
- (1) 入札書の記載
 - ア 入札金額は、総額（入札説明書に示す貨物の配達地域及び重量区分ごとの予定数量に見積単価を乗じて得た額を合計した額）を記載すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時 平成29年 3 月 23 日午前11時
 - イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎 6 階）学事法制課（分室）

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
3の(2)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)に同じ。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

7 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付、電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

9 最低制限価格

設定しない。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県総務部学事法制課文書係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-2144
ファックス番号 099-286-5508

12 その他

- (1) この入札は、この調達に係る平成29年度予算が成立しないときは実施しない。
- (2) この入札に係る契約は、平成29年 4 月 1 日に確定する。

.....

河川法に基づく原田川水系河川整備基本方針の公表

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、原田川水系河川整備基本方針を定めたので、鹿児島県土木部河川課及び北薩地域振興局建設部河川港湾課において縦覧に供する。

平成29年 2 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

正 誤

昭和50年 7 月 18 日付け鹿児島県公報第6814号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
11	右側下から 3 行目	必要事項	必要な事項